指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	九十五の二　市町村長	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって第九十七条の二で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第九十七条の二で定めるもの
ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって第九十七条で定めるもの	九十六　市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	［略］	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第九十八条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	百八　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［略］	［略］

指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	九十六　市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	［同上］	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第九十八条で定めるもの
ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって第九十七条で定めるもの			［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	百八　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	［同上］	生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの
［同上］	百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［同上］	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの
［同上］				